

令和3年5月3日

第52回 新しい憲法をつくる国民大会

昨年に続く新型コロナ禍、苦悩しております。昨年の国民大会も、開催直前に都から区民ホール閉鎖の通告があり、急遽、衆議院議員会館の大会議室を借り無人の国民大会をいたしました。

今年の国民大会は、国から3度目の「緊急事態宣言」中で、都から「観客なしなら開催可」との指示があり、これに従いました。

しかし、無観客でもホールの壇上に墨筆大書して、全国公募し入賞した7句の川柳を掲げて表彰し、そのあと、国会議員のご参加は辞退しましたが、当団体会長の清原から、今日的課題『国家緊急事態・宣言の法制度的意義』の講演を行う事ができたのでご報告します。

なお、報道陣ですが、今年は「無観客開催」なので、都の方針を聞きまして、写真班入れて記者4～5人以内で、とのことなので先着順とし、それ以上の記者は、資料だけお渡ししました。それでも、数社が記事にして下さったので、ここに転写させて頂きました。



△ 国民大会の直前、東京都から、国の「緊急事態宣言」発令中につき、新型コロナ感染防止のため、公会堂などでの集会は、観客なしの開催であれば可」との指示があり、やむなくそれに従った。

緊急のお知らせ (第二回目)

(令和三年四月二十六日現在)

第三回「緊急事態宣言」発令により、来る五月三日「憲法改正国民大会」は、東京都の指示に従い、「無観客開催」となります。従って皆さまの御参加は辞退申し上げます。

さて、今年の大会は、すでに会場も確保し、東京都から「座席間を空ける」等々の制約はありましたが、開会OKが出ていたので、準備を進めており、四月十五日御案内状を差し上げましたところ、四月二十三日夜、政府から三度目の「緊急事態宣言」が出て、東京都から「無観客なら開催してよい」との知らせがありました。

しかし、それでも当団体が、開催決意したのは、昭和時代から創立会長・岸信介元総理の「合法的・合理的改正」活動を停止したくなかったことと、七年前から、「改憲川柳」の全国公募を行い、全都道府県から応募をいただいた国民の皆さまに、その「入選句の小冊子を作り発表するとともに、その中から七句を優秀句として、墨筆大書して壇上に掲げて発表する」ことが、皆さまとの約束になっているからであります。

ともかく、「無観客」となりますが、開催いたし、皆さまの御参加は辞退することになりますが、当日の「改憲川柳の講評・表彰」と清原会長による「国家緊急事態宣言の法制度的意義」なる講演内容は、後日、編集して、皆さまに御送付申し上げますので、御了承賜りますよう、御願い申し上げます。

新しい憲法をつくる国民大会 (第五十二回)

▽日時 五月三日(憲法記念日) 午後一時大会開始、同三時半終了
▽場所 新宿区立四谷区民ホール(新宿区内藤町八七番地) 地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅徒歩五分

大会プログラム 第五十二回国民大会 令和三年五月三日

- 開会午後一時 議事進行 高津優介 国民大会実行副委員長
- 全国公募「改憲川柳」優秀句発表 — 川柳を壇上の垂れ幕に掲げ表彰 — 選考経過説明、最優秀者の作品についての講評 清原淳平当団体会長
- 会長講話「国家緊急事態・宣言の法制度的意義」(スライドにて解説) 清原 淳 平 新しい憲法をつくる国民会議・会長
- 閉会の辞 重田典子国民会議理事・事務局長・国民大会実行委員長



会場への交通地図



発行所 世界日報社
本社 東京都中央区日本橋茅場町
1-5-2-5階
郵便番号 103-0025
電話03(3476)3411
FAX03(3476)3426
郵便振替口座 00170-6-40860
©世界日報社 2021

改憲で緊急事態条項急げ

新しい憲法をつくる国民大会
つくる国民大会
清原会長が講話

改憲派団体「新しい憲法をつくる国民会議」は憲法記念日の3日、都内のホールで無観客で大会を開いた。同団体の清原淳平会長は講話で、政府の新型コロナ対策が後手に回っているという批判に触れ、「第一の原因は日本国憲法に外国のような『緊急事態対処規定』がないことだ」と指摘。緊急事態条項について「憲法に新設することを急いでほしい」と改憲の必要性を訴えた。



第52回新しい憲法をつくる国民大会であいさつする清原淳平会長＝3日、都内(加藤玲和撮影)

清原氏は現行の日本国憲法は大陸法系の理論で書かれていると説明し、同じく大陸法系のドイツ憲法を例に、憲法で規定された「基本的人権」は同じ憲法内に根拠となる例外規定がなければ制約できない(上位法・下位法の原則)と強調。その上で、菅義偉首相が今年1月、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、政府の方針に従わない者に懲役や罰金などの刑事罰を科す方針を示していたことについて、「たいへん驚いた。特措法自体、憲法上の根拠規定なく国民の権利を制約する点で違憲の要素が強い。それをさらに改正して刑事罰を科すのは明

らかに違憲だ」との認識を示した。

大会では例年通り「憲法改正川柳コンクール」の入選句が発表された。今年是全国から約3100句の応募があり、216句が入選。さらにその中から大賞

改憲川柳優秀作品

- 大賞 「国破れ 山河あり」とは ならぬよう!
佳作 「緊急事態」を 明記せよ!
改憲し 「憲法の弱点」を さらされて!
コロナ禍で 憲法に非常時規定 無いなんて!
驚いた 憲法に非常時規定 無いなんて!
ミサイルも コロナも防ぐ 改憲を!
非常時を 明記してこそ 真憲法!
滅亡より 憲法改正で 繁栄を!

の「国破れ 山河あり」とは ならぬよう!」を含む7句の優秀句が壇上に掲示された。大会の内容は後日、動画投稿サイト「ユーチューブ」で公開される。清原氏は憲法の全条文を解説、問題点を指摘する著書『国民のための憲法改正学への勧め(善本社)』を近く出版する予定だ。

菅義偉自民党総裁メッセージ要旨

第23回憲法フォーラム

自民党は立憲以来、憲法改正を究めとしてきた。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本理念は今後も揺らぐことはない。一方、現行憲法も制定から70年余り経過し、時代にそぐわない部分、不足している部分は改正していくべきだ。

自衛隊は国民の多くから感謝され支持されているが、自衛隊を違憲とする声があることも事実だ。自衛隊は、憲法審査会で活発な議論を行っていただくため、「自衛隊の明記」緊急事態対応「合区解消・地方公共団体」

「教育の充実」の4項目について、憲法改正のたたき台を取りまとめた。一部の野党も改正の具体的な考え方を示し、憲法審査会における建設的な議論を呼びかけている。

しかし国会での議論は進んでいない。国民投票法改正案につ

いても自民党と立憲民主党との間で「何らかの結論を得る」と合意しているが、衆議院の憲法審査会で採決に至っていない。議論を進める最初の一步として、まずは国民投票法改正案の成立を目指していかねばならない。その上で憲法審査会において与野党の枠を超えて建設的な議論を重ね、国民の理解を深めていくべきだ。それは国会議員の責任ではないか。

憲法は国の礎。そして憲法改正は国会が発議し最終的には主権者である国民が国民投票で決める。改正の主役は国民の皆様。だから多くの国民が憲法改正について自らの問題として考え、大いに議論し理解を深めていただきたい。



令和2年 5月11日
 第3493号
 発行所 神社新報社
<https://www.jinja.co.jp>
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2
 電話 03-3379-8211 (編輯) 03-3379-8212 (総務)
 F A X 03-3379-8213
 定価 1年間8,040円(税・送料込み)
 月4回毎週月曜日発行
 郵便振替 00160-7-196788
 皇紀2680年/西暦2020年

憲法に非常事態条項を

今年はいむむなく無観客で

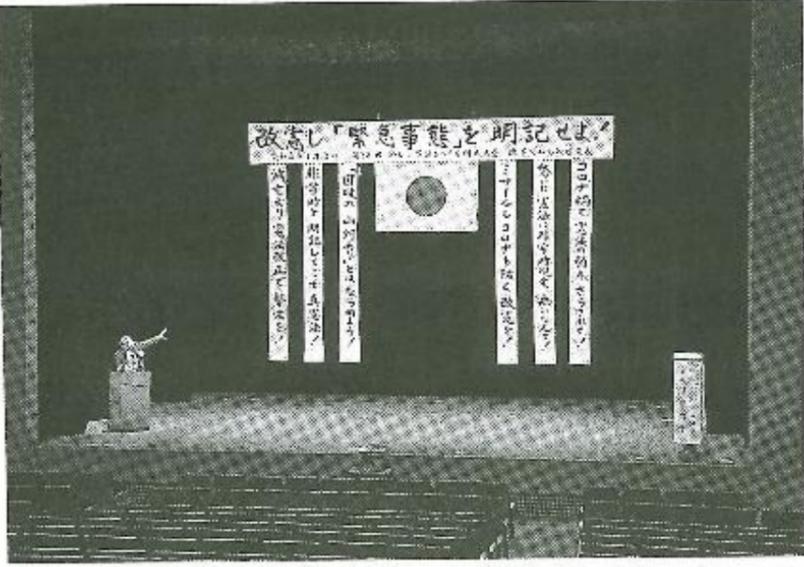
定議 制憲 自主 国民

「新しい憲法をつくる国民会議(自主憲法制定国民会議)」(清原淳平会長)主催の第五十二回「新しい憲法をつくる国民大会」は五月三日、東京・新

宿区の四谷区民ホールで無観客にて開催された。昨年は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴い大会を中止し、五月三日付で清原会

長は「新しい憲法をつくる国民大会」は今年も「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の適用を受けて、例年の半数以下での大会開催を計画。しかし緊急事態宣言の発令により「いむむ得ず無観客での実施となった。

清原会長は「国家緊急事態・宣言の法制度的意義」と題して講話。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るる現在、医療側の感染防止対策・要請と商業はじめ生活経済活動面からの主張が「三律背反」状態になっ



てゐることを指摘し、「政府も入れて三律背反ともいふべき事態」と語った。また諸外国が「国家非常事態規定」を憲法に明記してゐる理由について

「ドイツ連邦共和国基本法(憲法)を例に詳説。法制度理論に厳格な大陸法系の諸国では西欧の専制君主制に苦しんでやっ

と勝ち取った「基本的人権」が絶対的な権利であり、災害や疫病など国家の非常(緊急)事態においてその権利を制約する場合は、同じ憲法の中に制約条項があることを要件とするのが原則だと解

した。その上で、法制度理論のひとつである「上位法・下位法の原則」を示し、日本における「基本的人権の尊重」を非常事態下で制約するためには同じ憲法に規定されてゐる必要があることを指摘。日本国憲法は占領下において制定された非独立の「植民地憲法」であり、主権回復後も一度も改正してゐないため非常事態

条項がないことを説明し、それが続いてゐる状態に警鐘を鳴らした。

大会冒頭では「第七回憲法改正川柳コンクール」の入選者発表も実施し、全国から応募のあった約三千百十句のなかから、大賞「『国破れ山河あり』とはならぬよう!」以下佳作六点を紹介。なほ当日の講話は動画共有サイト「ユーチューブ」で配信をおこなつてゐる。

また諸外国が「国家非常事態規定」を憲法に明記してゐる理由について

「ドイツ連邦共和国基本法(憲法)を例に詳説。法制度理論に厳格な大陸法系の諸国では西欧の専制君主制に苦しんでやっ



発行所 宗教新聞社
東京都新宿区新宿5-13-2
〒160-0022
電話 03-3353-2940 (代)
FAX 03-5363-5182
郵便振替口座 00130-9-22704
URL http://www.religion-news.net
© 宗教新聞社 2021

購読料(税込)
1部 500円
半年 3,000円 (千共)
年間 6,000円 (千共)

- 精神革命の旗手
宗教連合の具現
地上天国の建設

第52回新しい憲法を作る国民大会

国家緊急事態規定の新設を

東京・四谷

憲法記念日の5月3日、新しい憲法を作る国民大会(「自主憲法制定国民大会」)主催の「第52回新しい憲法を作る国民大会」が東京都新宿区の四谷区民ホールで開催された。



「改憲川柳」優秀作品についての講評をする清原淳平会長=5月3日、東京都新宿区の四谷区民ホール

国歌斉唱の後、清原淳平会長が「改憲川柳」優秀作品を発表し、最優秀作品について講評、続いて「国家緊急事態・宣言の法制度的意義」と題し

イン風邪では、日本でも2200万人が感染し、40万人が亡くなった。そんな場合、感染防止医療側と生活確保商業側の二律背反が生じる。医療側からは外出時のマスク、三密を避ける、不要不急の外出を禁止、商業活動の時間短縮・閉店、換気・アクリル板などの仕切り設置、移動の制約などが求められる。それは経済活動の妨げとなり、旅館・ホテルのキャンセル、営業時間短縮による収入減となり、交通機関も打撃を受ける。医療側は疲弊し、商業側からは赤字で苦しい、政府の対策は遅すぎるという不満が募り、三律背反の事態が発生する。しかし、政府はこの批判と攻撃に対応できないのが実情で、その第一の原因は日本国憲法には諸外国のように「緊急事態対処規定」がないからである。

憲法には「基本的人権」は書かれているが、「非常(緊急)事態規定」「同意言規定」が欠如してい



閉会の辞を述べる重田典子・大会実行委員長

る。連合国軍による占領下に、米軍が起草し、国会で制定された非独立の「植民地憲法」は、その後、一度も改正されず、今日まで来ているからである。イタリアとドイツは講和条約で独立が認められると、主権国家として陸海空軍を持つよう憲法を改正し、再軍備した。しかし日本だけは、憲法改正・再軍備をせ

賞総理への進言書で、国家緊急事態規定・宣言規定がない場合、その下の法律で緊急時の私権制約はできず、刑事罰を科すこともできないと述べた。諸外国に明文があるのに、日本国憲法にはない「国家非常緊急事態規定」「国家非常(緊急)事態宣言」規定の新設を急ぐべきである。最後に重田典子国民大会実行委員長が閉会の辞を述べた。

大陸法系の代表として「ドイツ連邦共和国基本法」を見ると、第1条から第19条までは「基本的人権」及びその内容が掲げられ、第19条で「各基本的人権が制約される場合がある」と規定されている。第10a章「防衛事態」第115c条以降には緊急事態対処や緊急事態宣言の規定があり、具体的ケースは下位の法律に委任されている。大陸法系の国では「基本的人権」は絶対的な権利であり、それを制約する場合は憲法に制約事項があることが要件で、法律に委任されているのは、戦争・内乱、大震災・大洪水などの自然災害、石油貯蔵基地・原子力発電所などの大爆発、世界的大流行の疫病である。ところが、太平洋戦争の敗戦後、日本を占領・統治したマッカーサー元帥が置いていった日本国

Viewpoint

7 July 2021

憲法記念日

改憲で緊急事態条項急げ——新しい憲法をつくる国民大会

改憲派団体「新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）」は憲法記念日の3日、都内のホールで無観客で大会を開いた。同会議の清原淳平会長は講話で、政府の新型コロナウイルス対策が後手に回っているという批判に触れ、「第一の原因は日本国憲法に外

国のような『緊急事態対処規定』がないことだ」と指摘。緊急事態条項について「憲法に新設することを急いでほしい」と改憲の必要性を訴えた。清原氏は現行の日本国憲法は大陸法系の理論で書かれていると説明し、同じく大陸法系のドイツ憲法を例に、憲

法で規定された「基本的人権」は同じ憲法内に根拠となる例外規定がなければ制約できない（「上位法・下位法の原則」と強調。その上で、菅義偉首相が今年1月、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、政府の方針に従わない者に懲役や罰金などの刑事

罰を科す方針を示していたことについて、「たいへん驚いた。特措法自体、憲法上の根拠規定なく国民の権利を制約する点で違憲の要素が強い。それをさらに改正して刑事罰を科すのは明らかに違憲だ」との認識を示した。

大会では例年通り「憲法改正川柳コ

ンクール」の入選句が発表された。今年には全国から約3100句の応募があり、216句が入選。さらにその中から大賞の『「国破れ 山河あり」とはならぬよう！』を含む7句の優秀句が壇上に掲示された。

大会の内容は後日、動画投稿サイト

「ユーチューブ」で公開される。清原氏は憲法の全条文を解説、問題点を指摘する著書『国民のための憲法改正学への勧め』（善本社）を近く出版する予定だ。

◆5月4日付2面

VIEWPOINT・JULY 2021 24

23 VIEWPOINT・JULY 2021

「改憲川柳」 講評

清原淳平 会長

「改憲川柳」 選考委員・最終選考判断



△ 今年の国民大会は、新型コロナウイルス感染防止のため、東京都の指示で「無観客での開催」となった。

当団体では、「改憲川柳」の全国公募を初めて、7年目となります。毎年、北は北海道、南は沖縄まで、全都道府県から、3～4000句もの応募をいただいております、ありがたく感謝しております。

そこで当団体内部に、選考委員会を設け、その中から約200数十句をえらび、これを「入選句」として、小冊子の句集を作り、掲載・発行して、応募者へ御報告しております。

そして特に、その中から優秀句として、7句を選び、大賞1、佳作6とし、これは、国民大会当日、舞台壇上に横幕1、垂れ幕6本に、墨筆大書して掲げ、表彰するのを、慣例としております。掲げてある7本のうち、赤リボンが付いているのが、今年の大賞であります。

ところで、国民の中には、川柳とは何か、よくご存じない方がおられますので、簡単に説明しておきましょう。俳句も川柳も、基本的に、天5文

字、地7文字、人5文字で構成されておりますが、俳句が、江戸初期に始まり、その中に「季語」といって、春・夏・秋・冬の季節を感じさせる必要があります、また文語調で、また、俳号といって雅びなペンネームを用いるのが通常であります。

これに対し、川柳は、江戸中期に庶民の中から生まれたもので、俳句のように季語も必要でなく、その時代時代の口語調でよく、かたぐるしい用語でなく、むしろ、人情・滑稽・機知を感じさせるものが良いとされ、またそれに伴い、ペンネームも、ちょっと、ふざけたようなものを使います。

江戸時代では、まともに幕府を攻撃するものは許されなかったが、婉曲に、幕政を皮肉った川柳については、幕府も、お咎めなかったそうです。つまり、川柳は、庶民でも、気軽に作れる文芸であり、民意を知ることができる「国民の声」であります。そして、現代の日本でも、川柳がいま大

はやりしているわけです。

それでは、これから、改憲川柳の講評に入りましょう。今年も実に多くの良い句が寄せられておりまして、選考委員会としても選考に苦しみました。特に小冊子に載せた200数十句はその一句一句が考えさせられる句で、政治家の方々よりも、庶民の方が、よく世の中を見ておられる、と感じたくらいです。しかし、それは、小冊子をご覧いただくとして、本日、壇上に墨筆大書した優秀句について、講評し表彰いたしましょう。

まず最初に、横幕からいきましょうか、それは「改憲し 『緊急事態』を 明記せよ！」です。この句は、三重県にお住まいの方で「目覚まし時計」という、面白いペンネームの方からです。この句は、我々主催者としても、本日の国民大会のテーマとして、まさにそのものズバリ、ふさわしい作品として、横幕に掲げさせていただきました。

次に、垂れ幕の方へ移りましょう。6本のうち向かって右端の句から見ていきましょう。それは「コロナ禍で 憲法の弱点 さらされて！」です。この句は、大阪府在住の方で「浪速のドンファン」という、これもまた面白いペンネームの方からです。日本も昨年から、新型コロナに悩まされ、医療従事者はじめ、時間短縮を要請されている商業の方、外出制限を要請されている国民一般、そして総理はじめ政府の方々すべて、この対応には苦勞しているのが現状です。

その対応に当たって、その原因が、諸外国憲法には明記されている「緊急事態対処条項」・「緊急事態宣言条項」が、日本国憲法には記載されていないことに、気がついている庶民の方が、この方のほか、数十人もおられたことに驚きました。その方々の代表として、この句を選びました。

次に、垂れ幕の右から2本目に入りましょう。「驚いた 憲法に 非常時規定 無いなんて！」この句は、東京都の豊島区にお住まいの方で、ペンネームは「三太夫」とされておられます。こ

の方は、去年の国民大会の資料を読まれているようで、国家非常事態規定が日本国憲法にないことを、率直に驚いておられる点で、入賞としました。

続いて、その左隣の句に、移りましょう。「ミサイルも コロナも防ぐ 改憲を！」ですネ。この句は、横浜市にお住まいの方で、ペンネームは「SKかぴさん」とあります。この句は、今は新型コロナに集中していますが、北朝鮮からのミサイル攻撃もやはり国家非常事態問題であり、それを忘れてはならないことを指摘され、双方を列記された点で、入賞とさせていただきました。

次は、日の丸を挟んで、次へ移りましょうか。「『国破れ 山河あり』とは ならぬよう！」この句は、三重県にお住まいの方で、ペンネームは「クォーター」様とあります。この句の冒頭の括弧に入っている『国破れ 山河あり』は、古代中国・唐の時代、紀元700年台ですが、杜甫という名の漢詩の達人がいて、その当時の中国も戦乱時代で、戦争に破れて悲惨の中でも、故郷の山河はそのまま残ったことを、漢詩に詠んだその一節で、有名な故事を採り入れて、国家・国民に警告した点で、大賞とさせていただきました。

次の「非常時を 明記してこそ 真憲法！」は神奈川県鎌倉市にお住まいの方でペンネームを「寅次郎」とおっしゃいます。この句も、簡にして要を得ていて、当団体としては標語に使いたい思いなので、入賞とさせていただきました。

それでは、最後の垂れ幕の作品に移りましょう。「滅亡より 憲法改正で 繁栄を！」の句です。この句は、千葉県にお住まいの方でペンネームはお使いになっておらず、町田功という御本名で応募下さいました。この方の作品も、5・7・5の短い中に、政府・国民の標語にしたい、まさに当を得た作品として、掲げさせていただきました。

さて、昨年と今年の国民大会は観客なしなので特別ですが、それまでの国民大会では、いつも、

そうして入賞した7名の方の中から、御都合のつく方にも、会場へお越しただいて、表彰状と賞品を差し上げる行事がありました。去年は東京都から直前に公会堂閉鎖の指示があり、今年はどうして「観客なし会場」ですから、入賞者の方にお越しただくこともできず、お招きするのは御遠慮いたしました。

しかし、今年、御応募下さいました皆さまには後日、入選者の作品を列記した小冊子をお送りいたします。入賞した7名の方々には、表彰状と賞品は、御送付させていただきます。

それでは、以上、今年の国民大会での、私からの講評と表彰を終らせていただきます。 以上

発表 令和三年五月三日 午後一時～同一時半 於 東京都新宿区立四谷区民ホール

大賞

賞金三万円十清原淳平会長編著の書籍二冊

『現憲法に欠落の「緊急事態」新設を！』『国民のための憲法改正学への勧め』

「国破れ 山河あり」とは ならぬよう！

クォーター様(三重県)

佳作

図書カード五千円十清原淳平会長編著の書籍二冊

『現憲法に欠落の「緊急事態」新設を！』『国民のための憲法改正学への勧め』

改憲し 「緊急事態」を 明記せよ！

目覚まし時計様(三重県)

コロナ禍で 憲法の弱点 さらされて！

浪速のドンファン様(大阪府)

驚いた 憲法に非常時規定 無いなんて！

三太夫様(東京都)

ミサイルも コロナも防ぐ 改憲を！

SKかぴさん様(神奈川県)

非常時を 明記してこそ 真憲法！

寅次郎様(神奈川県)

滅亡より 憲法改正で 繁栄を！

町田功様(千葉県)

選考委員	堀 涉 (当団体理事長・選考委員長、岸信介内閣総理大臣元側近秘書)
	深山明敏 (当団体理事・選考委員、元陸上自衛隊第三師団長・陸将)
	高橋洋一 (当団体理事・選考委員、元多摩中央警察署長・小松川警察署長)
	皆廻好宏 (当団体監事・選考委員、税理士・皆廻税理士事務所長)
	清原淳平 (当団体会長・最終選考判断、岸信介内閣総理大臣創設4団体執行役員)



会長講話

「国家緊急事態・宣言の法制度的意義」

清原淳平会長

〔はじめに〕 私は昨年も、「日本国憲法に欠落している『緊急事態対処条項』『緊急事態宣言条項』を、憲法改正して明記せよ!」とのテーマにて、講話しておりますが、日本は引き続きコロナウイルス禍に苦しんでおりますので、昨年とは切り口を変えて、採り上げます。ただ、法制度理論の話にもなりますので、参会者の方に少しでも分かりやすく考え、スライドを作り映写しながら講話する運びでしたが、観客なし開催となり、拍子抜けしています。ともかく、始めましょう。

A：近代諸国憲法に「緊急事態条項」がある理由

まず、ヨーロッパ諸国の憲法はじめ、近代諸国憲法には、「緊急事態対処条項」、「国家非常事態宣言条項」があるのはなぜか、考えましょう。

それには、中世ヨーロッパの歴史を知る必要があります。中世には、財産と武力を保有した人物が、一定の土地を囲い込み、自分の王国だと宣言する専制君主が次々と出現し、その君主が、その土地に住んでいる住民から、税金を取り、使役に駆り出し、また他国と戦う場合には兵士として徴兵するなどし、従わないと、より課税したり、身体を拘束したり、命を奪われたり、たいへん苦しんだ時代でした。

それをやっと脱する機会を見つけたのは、近世初めに、ジャン・ジャック・ルソーなど、いわゆる近代思想家が現れ、「人間は、生まれながらにし

て、天から与えられた侵すべからざる基本的人権がある」という『天賦人権思想』であり、これを根拠として、住民たちも結束して、専制君主に掛け合い、長い交渉の末に、やっと専制君主と住民との間で契約が成立する。これが「憲法」の始まりで、そして、次々に法制度理論が成立していくわけです。その詳しい経過は、昨年もお話しましたし、昨年9月に発刊した拙著『現憲法に欠落の「緊急事態条項」新設を!』をご覧くださいと、今回は省略させていただきます。

B：諸外国での具体的対応の手段・方法

たとえば、現行の「ドイツ連邦共和国基本法」は、冒頭「第1章 基本的人権」として、第1条から各種人権を列記し、その第19条に「基本的人権は侵してはならない。もし、公権力によって侵害されたときは、裁判所に訴えて、全額補償してもらえる。ただし後掲「第81条の『国家緊急事態宣言』が出た場合などは、基本的人権も制約される」趣旨が明記されている。すなわち、近代諸国では、国家は平常時ばかりではなく、非常時もあるが、基本的人権を制約する場合には、同じ憲法内にその根拠規定があることが条件である。

ドイツでも、第80a条～第81条に「国家緊急事態」条項があるので、それを根拠に法律を設け、たとえば、a他国との戦争、b火山の大噴火など自然大災害、c燃料タンク大爆発など人工物

大災害、dペスト・コレラなど疫病大災害等々、
に対処するため、法律が整備されている。

また、近代諸外国憲法では、「国家非常事態宣言」が発令できるのは、その国の行政権のトップ（大統領とか首相）に限り、またその宣言中の最高責任者・指揮官もまたそのトップである。もし他の者にすると、内乱・革命などの種となるからである。

そして、近代諸外国憲法では、「緊急事態宣言」が発令された時は、例えば、ロックダウン（罹患都市の全面封鎖）とか、どうしても国の指示に従わない国民には、場合により、拘束・懲役、営業停止、罰金など、予め定められている法律により、かなり厳しい厳刑・処罰を科すこともできる。

C：日本国憲法に非常事態規定がない原因

ところが、わが日本の場合、諸外国と異なり、上記のような、対処ができない。なぜ、できないのか、もうお判りだろう。結論から言えば、現行「日本国憲法」には、「国家緊急（非常）事態対処」条項もなければ、「国家緊急（非常）事態宣言」条項も、いずれも明文が無いからである。

なぜ無いのか？ それは、いまの日本国憲法は、日本の敗戦・占領下、日本を占領した連合軍総司令官マッカーサー元帥の統治下で創られたものであり、被占領下の日本には主権がなく、その実態は、主権を所有するマッカーサー元帥のための「日本占領統治基本法」だからであり、その後一度も改正されず、現在もその体裁だからである。

D：今回の新型コロナ大災害での日本政府の対応

国家非常事態の態様、特に、世界的流行のウイルスなどの疫病は、収束まで3年余かかるので、まず二律背反現象が起こる。それはどういうこと

かということ、感染症専門家からは、感染拡大を防ぐために、密閉・密接・密集の3密要求、飲食店などへの営業時間短縮、一般人への外出抑制、都市間の交流交通制約の要求がでる。しかし、これに対して、飲食店はじめ商業界から、旅館ホテル側から、鉄道・航空など交通業側から、生活・事業が成り立たない、補償してくれとの要求が出るという二律背反（一方立てれば、他方立たず）現象を生ずる。

また、最近では、三律背反現象が顕著となる。三律背反とは、何かということ、上記の医療専門家と商業経済界の対立に加えて、その両者から政府へ対して、政府の対策が遅いとか、自粛要請ばかりでなく、もっと厳しい対策をせよ、国の指示に従わない国民には懲役・罰金を課せ、といった政府への批判・攻撃が始まっていることである。

そうした声に押されて、菅義偉総理も、今年の新年早々、飲食店などで指示に従わない者には、1年以下の懲役ないし100万円以下の罰金を科す表明された。そこで、この発言に驚いた清原は、菅総理へ、上述のような趣旨の進言書を認めて、提出した。

E：「非常事態規定」新設活動に立ち上がろう！

ともかく、以上の近代憲法における法制度理論からすれば、「緊急事態対処条項」「緊急事態宣言条項」のない日本国では、私権を制約すれば、日本国憲法「第17条〔国および公共団体の賠償責任〕により、損害を受けたときは、その賠償を求めることができる。」の趣旨により全額賠償が原則であり、諸外国では、同じ憲法内に「国家緊急事態対処条項」「国家緊急事態宣言条項」があり、それに基づいて法律も整備されているので、都市の全面封鎖、違反者への懲役・罰金なども認

められているが、わが日本国憲法には全くないので、今回のコロナ禍でも、十分な対策の執りようがなく、いまの政府も、国民に対して「なんとか、自粛をお願いする」という要請しかできない、のが実情であることを、御認識いただきたい。

そうした現行「日本国憲法」の欠陥から、私は、すでに平成3年～4年ごろから、著書で、国家は平常時ばかりではなく、非常時があるのだから、日本が独立主権国家というならば、一日も早く、憲法を改正し、まず「緊急事態対処条項」「緊急事態宣言条項」を明文化してほしい、と訴えているのだが、国会議員の先生方は、なにかと忙しく、なかなか分かってもらえないのが残念である。菅総理は分かって下さったが、総理として新型

コロナ対応に追われているいま、みずから憲法改正の音頭を執られることは、むずかしい。

そこで、憲法改正は最終的に国民の権利であり義務であるし、本日の国民大会の前半の「改憲川柳講評」の中でも述べたように、国民の皆さんの中には、上述した近代法制度理論が分かっている方も多いので、国民の中から、上述したa大地震大津波など自然大災害、b燃料タンクや原発大事故、c今回のウイルスなどの疫病による大災害、d他国からの攻撃・侵略、などへ対処するため、現憲法を改正し、『国家非常事態条項』『国家非常事態宣言条項』を新設する活動へ、立ち上がって下さるよう御願ひ申し上げ、講話を終わります。



閉会の辞

重田典子 実行委員長

国民会議理事・事務局長・国民大会実行委員長

志を同じくする同志の皆様、また、改憲川柳に御応募下さいました皆様！

今年5月3日の「第52回新しい憲法をつくる国民大会」は、4月23日夜、政府から、三度目の【緊急事態宣言】が出たため、四谷区民ホールから「無観客なら開催OK」との通知が入りました。

当大会は、昭和の時代から、創設会長・岸信介元総理の「合法的・合理的な憲法改正を！」のスローガンに基づいて活動してまいりました。

その活動停止は何としても避けたく、全国民の同志の皆様と活動を続けてきた昭和・平成・令和への重要な変化を確認するためにも、今回は無観客ではありますが、会長はじめ事務局職員のみで「第52回新しい憲法をつくる国民大会」を開催し、録画の収録を致しました。

今回のハイライトは、10年前の①平成23年から当会の会長清原淳平の講話録「東日本大震災という国家緊急事態」、続いて②平成25年の「尖閣諸島侵犯という国家緊急事態」、

③そして令和2年の「新型コロナ流行という国家緊急事態」を通じて、④本年の「国家緊急事態・宣言の法制度的意義について」、全国の皆様に、解り易い日本語で非常に重要な提言をいたしました。戦前から終戦前までのドイツはじめ西ヨーロッパ諸国の法制度理論・「大陸法系法制度理論」に対し、戦後の日本を占領統治したアメリカが、イギリス同様裁判所の判例を重視するいわゆる「英米法系」であり、そのアメリカ・イギリスに占領統治されたため、裁判所も判例重視に変わり、日本の法学も法制度理論を学ぶ人が減少しました。そのために、今回の新型コロナ対策や政策が、混迷を深めております。

どうぞ、本年の清原淳平・当会会長の講話を十分ご理解いただき、国民主権と民主主義の正しい活動が徹底されますことを切に願ひ、皆様のあたたかな御声援に、心から感謝申し上げます、閉会の辞とさせていただきます。

ありがとうございました。



△例年、会場設営に 40~50 人の実行委員が集まるが、今年は「無観客開催」のため事務局員のみにて



△司会 高津優介 国民大会実行副委員長

「日本国憲法」については、現行のままでよいとする立場、改正すべきだとする立場が対立し、また改憲派でも、現憲法無効明治憲法復元派はどうせ復元するのだからと改正に熱心ではない。本書は、岸信介元総理の「合法的・合理的改正」の立場から、冒頭から最後の第一〇三条まで、全条項にわたり解説し、問題点を指摘している。



国民のための憲法改正学への勧め
最新刊
定価：一九八〇円（送料三七〇円）

△清原会長 10 冊目の著述 令和 3 年 5 月 3 日付出版



定価：1,650 円



定価：1,210 円

なぜ憲法改正か!?

定価：1,001 円

国家は、平常時ばかりではない。非常時も起こる。諸外国は「国家非常事態規定」を憲法に明記する。独立主権国家はこの規定を置く。庇護国にはない。日本が独立国家というなら、この規定を置くべし。現行憲法にない原因は何か。その内容を詳論する。国家非常事態の態様を記し、どう明記するか記す。



現憲法に欠落の「緊急事態」新設を!

当団体の趣旨と活動経緯

法というものは作られた時点で静止してしまいますが、時代は日進月歩、いや分進秒歩の進展です。

諸外国の憲法が、法と現実のギャップを埋めるべく頻りに改正しているのに、日本国憲法は、占領下の昭和22年に成立してから70年余、一度も改正されていません。そのために、時代の進展との間のギャップは大きく、次第に解釈でも補えなくなってきております。

さて、憲法改正・新憲法制定は、本来立法府や行政府の役目なので、昭和30年に「自主憲法期成議員同盟」が設立され、これを支援すべく、昭和44年、当「自主憲法制定国民会議」が設立されました。

そして、当団体は、昭和44年以降、毎年5月3日に、国民大会を開催してきました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大のため、書面開催としましたが、本年は、無観客ながら開催いたしました。

また、当団体は、昭和54年以降、毎月、国会の議員会館などにて、民間・学者・議員合同の「新しい憲法をつくる研究会」を開催してきております。

みなさまには、どうか、こうした経過を御理解下さり、この「新しい時代にふさわしい憲法をつくる」世直し運動に、御参加いただきたく、御願ひ申し上げます。



創立会長
岸信介元総理大臣



2代会長
木村睦男元参院議長



3代会長
櫻内義雄元衆院議長

櫻内会長逝去後、元国会議員で大臣経験者が会長を代行したが、再当選で解任。平成19年に、清原淳平が会長代行。同28年1月、会長に就任。



清原淳平 現会長

新しい時代にふさわしい 憲法をつくる国民運動に 御参加を！

(入会のしおり)

- 新憲法で日本を改革・発展させよう！
- 19世紀憲法から、21世紀憲法へ！
- 占領下憲法から、真の独立国憲法へ！
- 一国平和主義から世界貢献的平和へ！
- 改憲は民心を一新し生活を向上する！
- 合理的な改憲案づくりに、御協力を！



初代会長岸信介元総理大臣書

新しい憲法をつくる国民会議

(=自主憲法制定国民会議 昭和44年創立)

会長 清原淳平

発行 新しい憲法をつくる国民大会実行委員会

監修 清原淳平 国民会議 会長 (令和3年6月24日第二版発行)

主催 新しい憲法をつくる国民会議 (自主憲法制定国民会議)

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル3階

電話 03-3581-1393 FAX 03-3581-7233

ホームページ <http://atarashii-kenpou.jp/>

◎ 入会希望者は、上記の国民会議事務局へFAX 又は電話下されば、入会書類をお送りします。

但し、議員会館内等での研究会があるので、テロ対策など警備上、書類審査があります。

なお、職員が飛び回っておりますので、御来訪にあたっては、予めお電話ください。

◎当『大会資料および掲載記事報告』頒価 一部300円